

# 中国において OI モデル契約書 ver2.0 技術検証(PoC)契約書 (新素材編、AI 編)を活用するに 際しての留意点



北京慧龍律師事務所  
北京銀龍知識産権代理有限公司 中国弁護士 史 良

北京慧龍法律事務所は、北京銀龍知識産権代理有限公司を中核とする Dragon IP Group に属し、知的財産を中心とした法律業務を行っている。北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。史氏は、中国政法大学の知識産権専門で勉強し、2016 年に修士で卒業した。卒業後、法律事務所での弁護士として 7 年間仕事をしており、この間、知識産権分野の紛争を解決するために力を入れて、複数社の大手国家企業、銀行、事業部門、ハイテク企業に法律顧問サービスを提供し、国内外の有名クライアントの著作権、商標、不正競争、ビジネス秘密、独占違反などの知識産権に関する紛争に対応していた。また、ホット法律トピックス検討会を組織し、検察院の専門家による公聴会に参加したことがある。2022 年、北京銀龍に入り、知識産権に関する訴訟および通常法律業務に対応している。

## 【概要】

技術検証契約は、双方が技術協力を行う前に締結するものである。日本企業が中国企業と技術協力を行う前に技術検証契約を締結する場合、海外企業との契約である点に留意しながら、同時に中国の関連法規も考慮する必要がある。本稿では、中国における技術検証契約の締結状況や中国の個人情報の海外提供に関する関連規定などの面から解説し、これによって、中国の関連法規や関連状況などの基本的な事項を理解していただき、中国企業と技術検証契約を締結する際の一助としていただきたい。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 技術検証契約の締結について

中国では、双方で共同研究開発契約を締結する前に技術検証契約を締結することは一般的ではなく、技術検証の内容は、通常、共同研究開発契約に規定される第 1 段階の内容とされている。そして、技術検証報告書について双方が合意した場合は、次段階の共同研究開発を続け、双方が合意できない場合は、いずれか一方に解除権

があり、すなわち、契約を終了し、今後の共同研究開発を継続しないとすることができると規定する場合が多い。

しかしながら、まず技術検証契約を締結し、その後に次の段階として共同研究開発契約の締結を進める場合もある。したがって、双方の協議状況に応じて採用する形式をどちらにするか、決定すればよい。

## 2. OI モデル契約書 ver2.0 技術検証 (PoC) 契約書 (AI 編) について、甲が日本企業である場合と甲が中国企業である場合との違い

甲が日本企業、乙が中国企業である場合、中国企業はデータを提供する側である。中国企業は、中国公民の個人情報にかかわるものを提供する場合、「中華人民共和国個人情報保護法」を遵守しなければならない。この場合の個人情報の定義は、モデル契約書第 2 条第 6 項に定める個人情報の定義ではなく、「中華人民共和国個人情報保護法」による個人情報の定義に基づいて認定しなければならないものとなる。

中国企業が、中国公民の個人情報を提供する場合、契約に準拠法が日本法を適用すると規定されていたとしても、「中華人民共和国個人情報保護法」の規定を遵守する必要があり、これは法律の強制的な規定である。詳細については、後述の「4. 中国の個人情報の国境を越えた伝送に関する関連規定」をご参照いただきたい。

一方、甲が中国企業、乙が日本企業である場合、日本企業はデータを提供する乙であり、この場合の個人情報の定義は、OI モデル契約書第 2 条第 6 項に定める個人情報の定義に基づいて認定することができる。

## 3. OI モデル契約書 ver2.0 第 3 条第 7 項の個人情報に関する規定

乙は、甲に個人情報を提供する場合に法律の規定に違反しないことを確保するだけでなく、甲が本契約の目的から乙が提供した個人情報を使用する場合に法律の規定に違反しないことも確保しなければならない。

## 4. 中国の個人情報の国境を越えた伝送に関する関連規定

(1) 状況によって個人情報を海外に提供するために必要な措置が異なる。

「中華人民共和国個人情報保護法」第 38 条には以下の規定がある。

#### 第 38 条

個人情報処理者は、業務等の必要により、確かに中華人民共和国国外に個人情報を提供する必要がある場合、以下の条件の一つを満たさなければならない。

(一) 本法第 40 条の規定に従って国家ネットワーク情報部門組織の安全評価に合格する、

(二) 国家ネットワーク情報部門の規定に従って専門機関を通じて個人情報保護認証を行う、

(三) 国家ネットワーク情報部門が制定した標準契約に従って境外の受信者と契約を締結し、双方の権利と義務を約束する、

(四) 法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門により規定した他の条件。

中華人民共和国が締結または同意した国際条約または協定に中華人民共和国領域外での個人情報の提供条件が定められている場合には、当該規定に従うことがある。

個人情報処理者は、境外の受信者が個人情報を処理する活動が本法で規定された個人情報保護基準に達することを確保するために必要な措置を講じなければならない。

また、「データ越境セキュリティ評価弁法」第 4 条において、以下のように規定されている。

#### 第 4 条

データ処理者が境外にデータを提供し、以下のいずれかの状況がある場合、所在地の省級ネットワーク情報部門を通じて国家ネットワーク情報部門にデータ越境セキュリティ評価を申告しなければならない。

(一) データ処理者が境外に重要なデータを提供する場合、

(二) 重要な情報インフラ運営者と 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者は境外に個人情報を提供する場合、

(三) 前年 1 月 1 日から累計 10 万人の個人情報又は 1 万人の機密の個人情報を境外に提供するデータ処理者は境外に個人情報を提供する場合、

(四) 国家ネットワーク情報部門が規定した、データ出国安全評価を申告する必要がある他の場合。

上記法律の規定によると、中国企業が、日本企業に中国公民の個人情報を提供する場合、まず、情報を提供する中国企業は、重要情報インフラ運営者ではないと認定されたかどうか、処理した個人情報が 100 万人を超えたかどうか、海外に提供した個人情報が累計 10 万人以上に達したかどうか（前年 1 月 1 日から）、海外に提供した機密の個人情報が累計 1 万人以上に達したかどうか（前年 1 月 1 日から）を判断する必要がある。上記の 4 つの場合の 1 つに該当すると、越境セキュリティ評価を行う必要がある。上記の 4 つの場合のいずれにも該当しない場合、中国企業は、日本企業と中国ネットワーク情報部門が定めた標準契約を締結した後、日本企業に個人情報を提供することができる。

(2) 海外に個人情報を提供する場合は、事前に個人情報保護影響評価を行い、処理状況を記録しなければならない。

「中華人民共和国個人情報保護法」第 55 条、第 56 条の規定に基づいて、海外に個人情報を提供する場合、個人情報処理者は、事前に個人情報保護影響評価を行い、処理状況を記録しなければならない。

#### 第 55 条

個人情報処理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に個人情報保護への影響評価を実施し、処理状況を記録しなければならない。

- (1) 機密性の高い個人情報の処理、
- (2) 自動化された方針決定のために個人情報を使用する、
- (3) 個人情報の処理の委託、他の個人情報処理業者への個人情報の提供、及び個人情報の開示、
- (4) 個人情報を海外に提供する場合、

(5) その他個人の権利利益に重大な影響を与える個人情報の処理行為。

#### 第 56 条

個人情報保護影響評価には、以下の内容が含まれるものとする。

- (1) 個人情報の処理の目的および方法が適法、正当かつ必要なものであるかどうか、
- (2) 個人の権利への影響と安全リスク、
- (3) 講じられた保護措置が合法的かつ効果的であり、リスクの程度に適応しているかどうか。

個人情報保護影響評価報告書および処理状況記録は、少なくとも 3 年間保存するものとする。

#### (3) 届出

中国企業と日本企業は、中国ネットワーク情報局が制定した「標準契約」を締結しなければならず、また、その契約の記録を届け出る義務を有する。

「個人情報越境標準契約弁法」第 7 条において、以下のように規定されている。

#### 第 7 条

個人情報の処理者は、標準契約の発効日から 10 営業日以内に、地方ネット情報部門に記録を提出しなければならない。その際、次の資料を提出しなければならない。

- (一) 標準契約書、
- (二) 個人情報保護影響評価報告書。

個人情報の処理者は、提出された資料が真正であることについて責任を負わなければならない。



#### (4) 個人情報処理する前に個人の同意を取得しなければならない

「中華人民共和国個人情報保護法」の規定によると、特別な場合を除いて、個人情報を処理するには、個人の同意を得なければならない。そして、この同意は、明示的な同意でなければならない。

準拠法の選択、紛争解決方式の選択、協議解決の規定、契約言語および技術輸出入の規定については、関連記事「中国において OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約（新素材編、AI 編）を活用するに際しての留意点」をご参照いただきたい。

#### 【ソース】

- ・ 中華人民共和国個人情報保護法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3YjY0NzJhMzAxN2I2NTZjYzIwNDAwNDQ%3D>

- ・ データ越境セキュリティ評価弁法

[http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c\\_1658811536396503.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536396503.htm)

- ・ 個人情報越境標準契約弁法

[http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)